

平成 27 (2015)・平成 28 (2016) 年度入学生対象

学修継続条件制度の一部変更について

各 Semester 終了時に、学修継続条件に照らして学修状況の確認が行われます。学修継続条件を満たしていない学生は「警告」を受けますが、平成 30 (2018) 年度より、下記のとおり、取り扱いが一部変更となります。

記

変更内容

【対象年度】平成 27 (2015) 年度および平成 28 (2016) 年度入学生

【対象学生】各学期末に行われる学修継続条件判定の時点で卒業見込みとなっている学生
※卒業見込みの定義については各入学年度の「履修ガイド」を参照してください。
※特別学期で修得した単位は、現行とおり卒業見込み判定の対象となります。

(変更前) 卒業見込みの学生が 3 回目の警告を受けた場合



退学処分

(変更後) 卒業見込みの学生が 3 回目の警告を受けた場合



「留保警告」

留保警告とは、卒業に向けた学修に専念するため、退学処分を一旦保留とすることです。翌学期以降に、再度警告を受け卒業要件を満たしていない場合は、退学処分となります。

不明な点は、教学部授業運営課（大学教育棟 2014 4階、大学8号館 1階）までお問い合わせください。

以上
教学部授業運営課